

令和7年度（令和8年度採用） 山元町職員採用試験案内

【上級／大学卒業程度、中級／短期大学卒業程度】

この試験は、山元町において行政事務等に従事する職員の採用試験です。

1 試験区分、職種、採用予定人員及び職務内容

試験区分	職 種	採用予定人員	職 務 内 容
上 級	行 政	若干名	行政事務に従事しますが、税務、用地交渉、施設管理等の業務にも従事し、緊急時の場合などは、深夜勤務になることもあります。
	行 政 【社会人経験】	若干名	
	土 木	若干名	土木技術業務に従事しますが、行政事務、用地交渉、施設管理等の業務にも従事し、緊急時の場合などは、深夜勤務になることもあります。
	土 木 【社会人経験】	若干名	
	建 築	若干名	建築技術業務に従事しますが、行政事務、用地交渉、施設管理等の業務にも従事し、緊急時の場合などは、深夜勤務になることもあります。
	建 築 【社会人経験】	若干名	
	保 健 師	若干名	保健師として、技術的・専門的な業務に従事しますが、行政事務に従事し、緊急時の場合などは、深夜勤務になることもあります。
	保 健 師 【社会人経験】	若干名	
中 級	保 育 士	若干名	保育士として、技術的・専門的な業務に従事しますが、行政事務にも従事し、緊急時の場合などは、深夜勤務になることもあります。

(注) 採用予定人員は、現時点の予定であり、今後変更になることがあります。

2 受験資格

次の(1)の資格を有し、(2)の欠格事項のいずれにも該当しない者で、かつ、現に山元町職員でない者(会計年度任用職員及び任期付職員を除く。)であれば受験できます。

(1) 資格

試験区分	職 種	受 験 資 格	
		年 齢	資格・学歴など
上 級	行 政	平成7年4月2日以降に生まれた者	学校教育法による大学（短期大学除く）を卒業した者又は令和8年3月31日まで卒業見込みの者
	行 政 【社会人経験】	昭和60年4月2日から平成7年4月1日に生まれた者	学校教育法による大学（短期大学除く）を卒業した者で、令和8年3月31日までに官公署又は民間企業等での職務経験年数を10年以上有する者
	土 木	平成7年4月2日以降に生まれた者	学校教育法による大学（短期大学除く）土木系学科を卒業した者又は令和8年3月31日まで卒業見込みの者
	土 木 【社会人経験】	昭和60年4月2日から平成7年4月1日に生まれた者	学校教育法による大学（短期大学除く）土木系学科を卒業した者で、直近7年（平成31年4月1日～令和8年3月31日）中に道路、河川、海岸、ダム、港湾等の土木工事の計画、設計、積算又は施工管理の職務経験年数を5年以上有し、かつ、令和8年3月31日までに職務経験年数を10年以上有する者
	建 築	平成7年4月2日以降に生まれた者	学校教育法による大学（短期大学除く）建築系学科を卒業した者又は令和8年3月31日まで卒業見込みの者
	建 築 【社会人経験】	昭和60年4月2日から平成7年4月1日に生まれた者	学校教育法による大学（短期大学除く）建築系学科を卒業した者で、直近7年（平成31年4月1日～令和8年3月31日）中に建築事業の計画、設計、施工管理等の職務経験年数を5年以上有し、かつ、令和8年3月31日までに職務経験年数を10年以上有する者
	保 健 師	平成7年4月2日以降に生まれた者	保健師の資格を有する者又は令和8年3月31日まで取得見込みの者で、かつ、普通自動車免許を所有する者又は取得見込みの者
	保 健 師 【社会人経験】	昭和60年4月2日から平成7年4月1日に生まれた者	保健師の資格を有し、かつ、普通自動車免許を所有する者で直近7年（平成31年4月1日～令和8年3月31日）中に保健師に係る業務の職務経験年数を3年以上有する者
中 級	保 育 士	平成7年4月2日以降に生まれた者	保育士の資格を有する者又は令和8年3月31日までに取得見込みの者

(注) 「職務経験」とは、会社員、自営業者、団体職員、公務員、特定独立行政法人及び特定地方独立行政法人の職員等として、週30時間以上の勤務を1年以上継続して勤務した経験（アルバイト、臨時職員は除く。）が該当します。

(注) 勤務経験が複数の場合は「職務経験」として通算することができます。ただし、同一期間内に複数の職務に従事した場合は、いずれか一つの職歴に限ります。なお、個々の継続した勤務

経験が1年未満の場合は「職務経験」として通算できません。

(注) 最終合格発表後、職務経験期間確認のため、職歴証明書を提出していただきます。

(注) 受験資格を満たしていない等、申込書に事実と異なる記載をした場合は、合格を取り消すことがあります。

(2) 欠格事項

- イ 日本の国籍を有しない者
- ロ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまでの者又はその刑の執行猶予の期間中の者その他その執行を受けることがなくなるまでの者
- ハ 山元町職員として懲戒免職の処分を受け、その処分の日から2年を経過しない者
- ニ 日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 試験の方法

試験は第1次試験、第2次試験とし、第2次試験は第1次試験合格者に対してのみ行います。

(1) 第1次試験

試験	方 法
教 養 試 験 (60分)	全職種共通 論理的に思考する力、文章を正確に理解する力、統計等の資料を分析する力、国内外の社会情勢への理解等を確認するための基礎的な一般知能について4肢択一式による筆記試験を行います。 ※基礎的な内容が出題されますので、特別な対策や勉強は不要です。 ※「国内外の社会情勢への関心と理解等」の出題では、公的部門の職員として必要な基礎知識（社会常識や義務教育の中で学んだことなど）や、ニュース等で報道された内容が出題されます。
職務適応性検査 (20分)	全職種共通 公的部門の職員としての職務への適応性について検査します。

(2) 第2次試験

試験	方 法
作 文 試 験	文章による表現力、内容構成等の能力について作文による筆記試験を行います。
人 物 試 験	個別面接等により、主として人物について試験を行います。
健 康 診 断	健康診断書に基づき、職務遂行に必要な健康度を有しているかについて審査を行います。
資 格 調 査	受験資格の有無、受験申込書に記入された内容の真否等について調査します。

4 試験日時・会場

区分	第 1 次 試 験	第 2 次 試 験
日 時	令和7年7月13日（日） 試験 午前10時～（受付 午前9時～）	令和7年8月下旬～9月下旬ごろ
会 場 (予定)	TKP ガーデンシティ仙台 住所：980-6130 仙台市青葉区中央 1-3-1 AER21 階 ※試験会場が変更になる場合があります。	第1次合格者に通知します。

5 合格者の発表

- (1) 第1次試験合格者の発表は、令和7年8月13日（水）に役場及び坂元支所前の掲示場に掲示、町ホームページで公開するほか合格者に通知します。（合格者の発表日はこれより前後する場合があります。）
- (2) 最終合格者の発表は、令和7年9月19日（金）に役場及び坂元支所前の掲示場に掲示、町ホームページで公開するほか合格者に通知します。（合格者の発表日はこれより前後する場合があります。）
- なお、最終合格者から採用辞退者が出た場合などには、追加合格者を決定することがあります。

6 合格から採用までの手続き

- (1) 最終合格者は、採用候補者名簿に登録され、そのうちから採用者が決定されます。したがって、最終合格者全員が採用されるとは限りませんので注意してください。
- なお、採用日までに公務員としての適格性を欠く事由があった場合は、採用内定を取り消すことがあります。
- (2) 採用候補者名簿からの採用は、原則として令和8年4月1日です。
- ただし、前倒して採用する場合があります。

7 給 与

- (1) 初任給は、山元町職員の給与に関する条例の規定に基づき、最終学歴及び民間等における実務経験等に応じて決定されます。

試験区分	職 種	初 任 給
上 級	行 政	4年制大学卒業直後に採用された場合の給料月額は、原則として、月額220,000円
	土 木	
	建 築	
	保 健 師	
	行 政 【社会人経験】	[4年制大学卒業直後、10年の官公署等の経験を有する場合] 給料月額は原則として、月額260,400円
	土 木 【社会人経験】	(注)記載している給料月額は、条件を仮定して算出した一例であり、個人ごとに異なる場合があります
	建 築 【社会人経験】	
	保 健 師 【社会人経験】	[4年制大学卒業直後、5年の保健師に係る業務の職務経験を有する場合] 給料月額は原則として、月額247,400円 (注)記載している給料月額は、条件を仮定して算出した一例であり、個人ごとに異なる場合があります。
中 級	保 育 士	2年制短期大学卒業直後に採用された場合の給料月額は、原則として、月額204,400円

- (2) 上記(1)のほか、山元町職員の給与に関する条例の規定に基づき、扶養手当、通勤手当、期末手当及び勤勉手当等が支給されます。

8 受験手続き及び受付期間

(1) 受験申込書の請求

受験申込書は、山元町役場総務課人事班に請求してください。

なお、郵便で請求する場合は、封筒の表に「職員採用統一試験申込書請求」と朱書きし、宛先を明記の上、140円切手を貼った角2の返信用封筒（A4判が入る大きさ）を必ず同封してください。

(2) 受験申込先

山元町役場 総務課人事班あて

（〒989-2292 宮城県亘理郡山元町浅生原字作田山32番地）

(3) 受付期間

令和7年5月1日（木）から令和7年6月9日（月）まで

申込受付は、午前8時30分から午後5時までです（土曜日、日曜日、祝日を除く）。

郵便の場合は、受付期間の最終日までに受験申込先に届いたものだけに限り受け付けますので、「書留郵便」等の確実な方法により行ってください。

(4) 提出書類

イ 受験申込書・・・1部（所定の受験申込書を使用すること）。受験申込書に必要事項を記入し、指定箇所に写真を貼ってください（写真のない場合は受付できません）。

ロ 受験料・・・不要。ただし、第2次試験に係る健康診断書の取得に係る費用は当該受験者の負担となります。

ハ その他・・・郵便申込みの場合は、宛先を明記し110円切手を貼った長3の返信用封筒（受験票が入る大きさ）を必ず同封してください。

9 その他

(1) 申込みを受理された受験申込者には受験票を交付します。

(2) この試験についての問い合わせは、山元町役場総務課（Tel0223-37-1111 内線131）でお答えします。

(3) 郵送で問い合わせる場合は必ず宛先明記の往復はがきを使用するか、または110円切手を貼った宛先明記の返信用封筒（長3）を同封してください。

(4) 災害等により、試験開始時刻の変更又は試験を中止する場合には、山元町ホームページ（新着情報）により随時お知らせします。